藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第932号

2018年(平成30年)7月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

小児及びひとり親家庭等に係る医療費の助成に関すること に係るコンピュータ処理について(答申)

2018年(平成30年)6月25日付けで諮問(第932号)された小児及びひとり親家庭等に係る医療費の助成に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。 以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うこ とは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

小児医療費助成制度は, 0歳から中学校3年生修了までの児童を持つの家庭の経済的負担を軽減し, 小児に対する福祉の増進を図ることを目的として実施しており, 現在は小学校6年生修了までの児童の入院及び通院を所得制限なしで, 中学生の児童については入院のみ所得制限を設けて, 保険診療の自己負担分を助成している。

安心して子育てができる環境づくりのさらなる推進を図るため、 小児医療費助成の対象年齢の拡大に向けた検討を行い、2019年 (平成31年)4月から、通院に係る医療費助成の対象年齢を、小 学校6年生修了から中学校3年生修了まで拡大し、拡大対象となる 中学生に対しては所得制限を設けることになった。拡大対象者数は 約9,000人と想定している。

対象年齢の拡大については、広報ふじさわ等による周知のほか、 拡大対象者には11月頃個別に制度案内を送付する。 なお、新たに中学校1年生になる児童については小学校6年生までの情報に基づき資格を判定するため申請は不要だが、制度案内を送付する。新たに中学校2年生、3年生になる児童については既に医療費助成の資格を喪失していることから、申請に基づき資格を判定する必要があるため、制度案内とともに申請書を同封し、円滑な事務の遂行を図る。

資格判定の結果,2月末時点で住民登録がある対象者には,3月 末までに小児医療証を交付する。

対象者への制度案内及び申請書を発送する対象者は約11,00 0人程度,小児医療証を発送する対象者数は約9,000人程度で あり,様々な作業や大量な処理が必要とされるため,申請書等の帳 票作成,封入封緘作業は業務委託により実施する。申請の受付及び 申請内容の入力並びに発送作業は,子育て給付課で行う。

これらの作業は、短期間で大量の処理を必要とするため、手作業で行うことが困難であり、事務処理についてはコンピュータによる処理に該当することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、小児医療証交付後は、受給者情報に基づき資格を判定するため、申請書の送付は今年度のみとなるが、中学生については医療証を毎年更新することから、小児医療証の作成については、平成30年度以降も引き続きコンピュータ処理を行う必要があるため、包括的な取り扱いを求めるものである。(詳細は添付資料「業務委託スケジュール(案)の3」のとおり)

ただし、取り扱う個人情報の項目に変更があった場合などには、 藤沢市個人情報保護制度運営審議会に個別に諮問をすることとす る。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

対象児童については、既存の保健福祉総合システムからデータ 抽出することにより把握でき、約11,000人と想定される。 手作業によって申請書や小児医療証を作成することは不可能であ るため、コンピュータにより処理をする必要があると考える。

イ コンピュータ処理の内容

(ア) 申請書の作成に関すること(平成30年度のみ実施)

子育て給付課において、子育て給付課の業務担当職員が、保健福祉総合システム(1995年(平成7年)7月20日付け答申第41号(当初),2016年(平成28年)12月8日付け答申第828号(システム更新)で承認済)を使って2018年(平

成30年)10月31日時点の対象年齢児童データを作成し、光ディスクにて専門業者にデータを貸与して申請書等への印字・作成を委託する。なお、当該データ作成に当たって利用する個人情報については、保健福祉総合システム内における業務で、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することとに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略については2003年(平成15年)5月8日付け答申第114号で承認済である。

(イ) 医療証の作成に関すること (平成30年度から継続実施)

子育て給付課において,子育て給付課の業務職員が,保健福祉総合システムを使って2019年(平成31年)2月末時点の医療証交付対象児童データを作成し,光ディスクにて専門業者にデータを貸与して医療証への印字・作成を委託する(作成時,他の医療費助成制度を受けておらず,児童を養育する主たる生計者の所得が市の定める所得制限額を超えていない世帯の中学生)。

なお、中学生については毎年10月1日を基準日として主たる生計者の所得に基づき資格を判定して医療証を更新するほか、新たに中学校1年生になる児童については、小学校6年生修了までに資格を判定して9月末まで有効の医療証を交付するなど、医療証の作成業務については今後も引き続きコンピュータ処理を行うことから、包括的な取り扱いを求めるものである。

ウ コンピュータ処理をする個人情報

(ア) 申請書の作成

2018年(平成30年)10月末時点で藤沢市に住民登録がある市民のうち,他の医療費助成制度を受けていない者で,平成31年度に中学校になる児童の郵便番号,住所,方書,氏名,カナ氏名,生年月日,宛名番号

(イ) 医療証の作成

資格判定の結果,小児医療費助成の対象となる他の医療費助成制度を受けていない者で,新たに中学校に入学する児童及び医療証更新時点で中学校に在学する児童の郵便番号,住所,方書,氏名,生年月日,医療証の有効期間

(3) 安全対策について

ア 子育て給付課での安全対策

対象児童の情報については、子育て給付課にある保健福祉総合システムの端末を利用してデータを抽出し、光ディスクにデータを保存する。受託業者への光ディスクの受渡しについては、日時及び受け渡す社員の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行

- う。また、その際には受渡簿を作成し、双方で確認する。
- イ 受託者に求める安全対策について
 - (ア) プライバシーマーク及び I SMS又はこれと同等と市が認め る資格を取得していること。
 - (4) 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・IDカードの導 入等によるセキュリティ管理がなされていること。
 - (ウ) 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
 - (エ) 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
 - (t) 端末操作については,ユーザーID及び暗証番号による認証を 行い,端末操作を関係職員に限定すること。
 - (カ) 作業を行う端末等については,外部ネットワークと接続しないこと。
 - (キ)端末については、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、 最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。
 - (ク) データの受渡しについては、日時及び受け渡す社員の氏名を事前に連絡しておき、受渡しの際は、受渡簿を作成し双方で確認する。また、光ディスクは施錠できるケース等に収納して運搬し、運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等荷室部分に施錠管理のできるものを使用する。
 - (ケ) 申請書等を運搬する際は、容器に収納し、事故等の際にも散乱 しないよう、措置を講じること。
 - (コ) 業務委託後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。
 - (†) 提供する情報については, 市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
 - (シ) 関係職員については,個人情報に関する必要な研修及び指導を 行うと共に,個人情報管理が適正に行われているか点検を行う こと。
 - (x) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに,業務 従事者に周知徹底すること。
 - (t) 取り扱う全ての情報に対して,不正な持ち出し,改ざん,破壊, 紛失,漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。
 - 以上,個人情報を取り扱う場合については条例,「藤沢市情報セキ

ュリティポリシー<基本方針>」,「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」,「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(4) 実施時期について

ア 申請書の作成 2018年(平成30年)9月から11月まで (予定)

イ 医療証の作成 2018年(平成30年)12月から

(5) 添付資料

ア 業務委託契約書(案)の1

イ 業務委託仕様書(案)の2

ウ 業務委託スケジュール (案) の3

工 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断を するものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では, コンピュータ処理を行う必要性について, 次のように述べている。

安心して子育でができる環境づくりのさらなる推進を図るため, 小児医療費助成の対象年齢の拡大に向けた検討を行い,2019年 (平成31年)4月から,通院に係る医療費助成の対象年齢を,小 学校6年生修了から中学校3年生修了まで拡大し,拡大対象となる 中学生に対しては所得制限を設けることになった。拡大対象者数は 約9,000人と想定している。

新たに中学校1年生になる児童については小学校6年生までの情報に基づき資格を判定するため申請は不要だが、制度案内を送付する。新たに中学校2年生、3年生になる児童については既に医療費助成の資格を喪失していることから、申請に基づき資格を判定する必要があるため、制度案内とともに申請書を同封し、円滑な事務の遂行を図る。

対象者への制度案内及び申請書を発送する対象者は約11,00 0人程度,小児医療証を発送する対象者数は約9,000人程度で あり,様々な作業や大量な処理が必要とされるため,申請書等の帳 票作成,封入封緘作業は業務委託により実施する。申請の受付及び 申請内容の入力並びに発送作業は,子育て給付課で行う。

これらの作業は、短期間で大量の処理を必要とするため、手作業で行うことが困難であることから、コンピュータの利用は必要不可

欠である。

なお、小児医療証交付後は、受給者情報に基づき資格を判定するため、申請書の送付は今年度のみとなるが、中学生については医療証を毎年更新することから、小児医療証の作成については、平成30年度以降も引き続きコンピュータ処理を行う必要があるため、包括的な取り扱いを求めるものである。

以上のことから判断すると,コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(3)安全対策のア及びイの(ア)から(t)に示す安全対策は次のとおりである。

ア 実施機関の安全対策

データ媒体の安全性を高めるための措置 ア

- イ 受託者の安全対策
 - (ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (t)
 - (イ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 (カ),(キ)
 - (ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための 措置 (ア), (ウ), (エ), (シ), (ス)
 - (エ) 不正なデータの外部への持ち出しを防止するための措置 (セ)
 - (t) データ媒体の安全性を高めるための措置 (t), (t)
 - (カ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (コ), (サ)
 - (キ) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (イ)
 - (1) 日常的な安全対策 (1), (1)

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより, コンピュータ処理を行うことは適当で あると認められる。

以上